

～土地所有者は私有地の適正な管理をお願いします！～

梅雨入りを前に、手入れをされずに放置されている土地が多く見られます。

土地の所有者は、定期的な除草や剪定、刈り取り後の草木の処分等、年間を通じて適正な管理をお願いします。

・土地を管理していないと・・・

- 伸び放題になった草や枝木が、台風時に電線等に当たり停電の原因となって、近隣住民に迷惑をかけることがあります。
- 草を刈らずにそのまま枯らすと、乾燥し、火災の危険性が増します。
- 道路や歩道が伸びた草木で見通しが悪くなり、交通事故が発生する恐れがあります。

地域安全課（電話095-883-1111）